

日本産業廃棄物処理振興センター 設立25周年を迎えて

理事長 岡澤 和好

このたび、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターは、設立25周年を迎えました。当センター発足以来、これまで順調に発展できましたのも、ひとえに国、地方公共団体を始め関係各位のご支援の賜物と衷心より厚く御礼申し上げます。この設立25周年という機会に、設立から今日に至るまでの各種事業の推移をまとめた記念誌を刊行することとしましたので、お目通しいただければ幸甚です。

当センターは、昭和63年11月30日に、前身である(社)日本廃棄物対策協会を解散し、財団法人に組織替えして設置されました。当時を顧みますと、廃棄物処理法が昭和45年に制定されてから、産業廃棄物の新たな処理体制が、社会に定着されつつある状況でした。しかし、同時に、不法投棄や処理基準違反などの不適正な処理が数多く見られ、様々な化学物質の使用拡大に伴う有害廃棄物処理などの問題もクローズアップされつつありました。

これら山積する問題に対し当時の厚生省は、新たな施策に取り組むべく本格的な検討作業を進めていました。平成3年に改正された廃棄物処理法は20年ぶりの抜本的改正であり、産業廃棄物の適正処理の確保を目的とし、特別管理産業廃棄物処理業の許可制度の創設、許可更新制度の導入、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び特別管理産業廃棄物管理票(マニフェスト)の使用義務などが盛り込まれました。

さらに、平成9年には、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、廃棄物処理に関

する信頼性及び安全性の向上を図るための廃棄物処理法改正が行われました。この中で、特に、不法投棄に対しては大幅に罰則が強化され、また、産業廃棄物の委託処理の適正化のため、マニフェストを全ての産業廃棄物に適用することとされました。同時に、紙マニフェストに代えて偽造等のしにくい電子マニフェストが導入されることになり、当センターは平成10年7月に、全国唯一の電子マニフェストの管理運営機関として、廃棄物処理法の「情報処理センター」に指定されました。その後、平成12年の改正によって、それまで排出から中間処理までとされていた電子マニフェストの適用範囲が最終処分まで拡張されております。

当センターは、それまで、産業廃棄物処理業の許可のための国の認定講習会を軸に事業を進めてきましたが、これを機に、電子マニフェスト事業が、教育研修事業とともに当センター事業の柱に位置付けられることとなりました。なお、平成12年の規制改革により、産業廃棄物処理業の許可のための講習会は国の認定が外され、当センター以外の機関でも実施できることになりました。しかし、当センターでは、講習会のレベルを維持し、適切な見直しを加えるなどの努力により、すべての都道府県・政令市から従前どおりの扱いを継続していただいております。

廃棄物処理法の度重なる改正の一方、平成9年には、地球温暖化防止のための「京都議定書」が採択されるなど、環境問題に対する国民の関

心が高まっていました。平成12年には、循環型社会形成推進法その他リサイクル関連法の整備が行われ、最終処分場のひっ迫や資源の枯渇に対応するための循環型社会形成の必要性が強く認識されるようになっていきました。こうした一連の施策等によって、産業廃棄物の適正処理に対する企業や社会の認識も大きく向上しましたが、こうしたことが、当センターの事業への追い風となり、講習会受講者の増加や電子マニフェスト登録件数の増加につながっていったと思われまます。

なお、平成13年1月には、中央省庁等改革基本法の施行により、中央省庁再編が行われ、それまでの1府22省庁は、1府12省庁に再編されました。廃棄物行政は厚生省から環境省に移管され、当センターも環境省の所管法人となり、指導監督を受けることになりました。

平成23年3月11日には日本を震撼させた東日本大震災が発生しました。国や関係自治体を中心に、地震・津波等により大量に発生した災害廃棄物や、原子力発電所の事故によって放射性物質により汚染された廃棄物等を安全に処分するための懸命の努力が今も続けられています。この震災に対し、当センターでは、まず、電子マニフェストを震災により発生したがれき処理にも適用できるよう改修した「JW災害廃棄物処理支援システム」を開発し、平成23年9月から運用を開始しました。さらに、放射性物質に汚染された廃棄物及び除染土壌を長期にわたって適正に管理できる情報管理システムを平



理事長 岡澤 和好

成24年8月に開発しました。加えて、放射性物質に汚染された廃棄物の処理に携わる事業者等を対象に、関係法令や作業者の安全衛生管理などを習得することを目的とした講習会も実施しております。

一方、公益法人改革に対応する中で当センターは、平成24年3月に内閣総理大臣より公益認定を受け、平成24年4月1日、公益財団法人として新たなスタートを切っております。当センターは新制度下においても、公益法人としてふさわしい事業を継続的に実施できるよう努力していかなければならないと考えています。そのため、効率的な運営を通じた経営基盤の強化を図るとともに電子マニフェストの利用者や教育研修事業の受講者に対するサービスの向上に努めてまいります。

このうち、電子マニフェスト事業につきましては、適正処理確保の有効性に加え、業務効率の向上等のメリットも認識されるようになり、ここ数年急速に利用が進んでいます。その結果、平成24年度末にはマニフェストの電子化率も、30%に達しました。しかし、平成24年、「特定産業廃棄物の支障の除去等特別措置法」の国会審議の際、衆参両院の環境委員会での附帯決議

において、電子マニフェストの普及を一層加速させるように求められております。さらに平成25年5月に国で決定された第三次循環型社会形成推進基本計画において、電子マニフェストの利用割合を平成28年において50%に拡大することを目標に掲げられたところであり、環境省は10月にこの目標達成に向けたロードマップを策定し、公表されたところです。

当センターでは、あらゆる普及方策を進め電子マニフェストの普及促進に向けた取り組みを続けてまいります。

教育研修事業につきましては、今後とも各種の講習会・研修会を計画的に実施し、産業廃棄物処理の一層の適正化に貢献してまいります。さらに引き続き産業廃棄物の適正処理の推進に関する所要の調査研究事業を実施するととも

に、アジアを中心にした有害廃棄物及び産業廃棄物管理に関する情報の収集・提供、国際機関との交流を進める他、政府が進める循環産業の育成・国際展開の事業の推進に協力してまいります。また、適正な感染性廃棄物容器の普及促進のための容器評価事業等も着実に進めてまいります。

当センターは、その設立目的に適う公益事業を適正に実施するため、これからも役職員が力を合わせて取り組む決意でおります。当センターの事業を通じて、皆様方とともに、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の構築といった社会的要請に応えるため努力してまいりますので、皆様方には、一層のご支援の程よろしくお願い申し上げます。